四　全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事　全ての居室の外気に接する全ての窓の日射遮蔽性を高める工事で、開口部の建具、付属部材、ひさし、軒その他日射の侵入を防止する部分が、地域区分及び方位に応じ、施工後に新たに別表１－１－２に掲げる基準値以下となるもの又はこれと同等以上の性能を有するものとなるものをいう。

五　全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事　全ての居室の外気に接する全ての窓の断熱性を相当程度高める工事で、窓の熱貫流率が、地域区分に応じ、施工後に新たに別表１－２に掲げる基準値以下となるものをいう。

六　全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事　全ての居室の外気に接する全ての窓の断熱性を著しく高める工事で、窓の熱貫流率が、地域区分に応じ、施工後に新たに別表１－３に掲げる基準値以下となるものをいう。

七を七の二とし、五を七とし、四を五とし、三を四とし、二の次に次を加える。

三　一次エネルギー消費量等級　日本住宅性能表示基準別表２－１の(い)項に掲げる「５－２一次エネルギー消費量等級」をいう。

十の次に次を加える。

十一　窓の断熱性を高める工事　居室の外気に接する窓の断熱性を高める工事で、当該工事をした窓の熱貫流率が、地域区分に応じ、施工後に新たに別表１－１－１に掲げる基準値以下となるもの又はこれと同等以上の性能を有するものとなるもののうち、全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事を除いたものをいう。

十二　窓の日射遮蔽性を高める工事　居室の外気に接する窓の日射遮蔽性を高める工事で、当該工事をした窓に係る開口部の建具、付属部材、ひさし、軒その他日射の侵入を防止する部分が、地域区分及び方位に応じ、施工後に新たに別表１－１－２に掲げる基準値以下となるもの又はこれと同等以上の性能を有するものとなるもののうち、全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事を除いたものをいう。

２中「次の表の(い)項に掲げる地域区分及び(ろ)項に掲げる改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級に応じ、それぞれ(は)項に掲げるエネルギーの使用の合理化に著しく資する工事又は相当程度資する」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、この表を同号の、２の次に次を加える。

一　次の表の(い)項に掲げる地域区分及び(ろ)項に掲げる改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級に応じ、それぞれ(は)項に掲げるエネルギーの使用の合理化に著しく資する工事又は相当程度資する工事

(い)	(ろ)	(は)
地域区分	改修工事前の住宅の断熱等性能等級	エネルギーの使用の合理化に著しく資する工事又は相当程度資する工事
１及び２	等級３	全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事
	等級２	全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級１	全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
３	等級３	次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する工事 イ　全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 ロ　全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事及び天井等の断熱性を高める工事 ハ　全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級２	次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する工事 イ　全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び天井等の断熱性を高める工事 ロ　全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び床等の断熱性を高める工事 ハ　全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級１	全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
４	等級３	次のイ又はロのいずれかに該当する工事 イ　全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 ロ　全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事及び天井等の断熱性を高める工事
	等級２	次のイ、ロ、ハ又はニのいずれかに該当する工事 イ　全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 ロ　全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び天井等の断熱性を高める工事 ハ　全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び床等の断熱性を高める工事 ニ　全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級１	全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事、天井等の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
５及び６	等級３	次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する工事 イ　全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 ロ　全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び天井等の断熱性を高める工事 ハ　全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級２	次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する工事 イ　全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 ロ　全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び天井等の断熱性を高める工事 ハ　全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び床等の断熱性を高める工事